



### 【国民年金の保険料】

今回は、国民年金の保険料について見ていきましょう。

国民年金の保険料額は、法第87条に規定されています。第1号被保険者が納める保険料の額は月単位で一定額とされており、実際にその額がいくらになるかは、物価の上昇などを反映して決定されます。なお、毎年1月末頃に厚生労働省が翌年度の保険料額を発表しています。



厚生年金保険の保険料の額は、給与に一定の保険料率を掛けて計算しますので、基本的に、給与の高い人は高い保険料、給与が低い人は低い保険料を納めます。一方、国民年金の第1号被保険者は、事業収入、農林漁業収入、パート収入、不動産収入などがある人、さらには無収入の人など収入の状況が多様です。そのため、負担の公平性や保険料徴収の実務などを考慮して、昭和30年代に国民年金制度が開始されたときから、被保険者の所得にかかわらず保険料を定額としています。

なお、法第87条に規定されている保険料は、毎年改定されますので、詳細は厚生労働省または日本年金機構のHP（正確には官報）によりご確認ください。



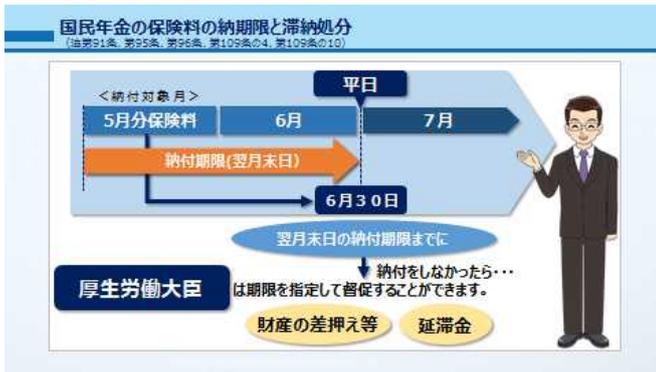
### 【国民年金の保険料の納付義務】

法第88条第1項では、被保険者は、保険料を納付しなければならないと規定しており、被保険者は法律上の納付義務があります。ただし、法第94条の6において、第2号被保険者と第3号被保険者は保険料の納付を要しないと定められています。

これは、被用者年金制度の保険者が集めた保険料などの一部を基礎年金拠出金として毎年度負担しているからです。つまり、自営業者などの第1号被保険者は、毎月定額の国民年金保険料を自分で納め、会社員などの第2号被保険者は、毎月定率の被用者年金各法の保険料を会社と折半で負担し、その保険料は給与から天引きされます。

また、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は、被用者年金制度で保険料を負担しているため、個人として個別に保険料を納付する必要はありません。

法第88条第2項および第3項では、世帯主や配偶者が被保険者と連帯して保険料を納付する義務があることを規定しています。これは、国民年金制度においては、自ら収入を持たない方やおもに家事をされる方も被保険者としているため、保険料の納付が世帯などの単位で行われることを考えていることによります。



### 【国民年金の保険料の納期限と滞納処分】

保険料の納期限は、法第91条において、毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならないと定めています。例えば、5月分の保険料であれば、6月30日までに納めなければならないということです。なお、具体的なご案内方法は、業務支援ツールをご覧ください。

次に、納期限までに保険料を納めなかったとしたら、どうなるのでしょうか？

法第95条では、国民年金の保険料や延滞金などの徴収金については、原則として、国税徴収の例により徴収すると規定されており、法第96条では、徴収金を滞納した者に対しては、厚生労働大臣は期限を指定して督促することができ、指定の期限までに保険料が納付されないときは、国税滞納処分の例によって処分（差押・換価・充当(配当)）することが規定されています。

なお、督促された場合、保険料に追加して延滞金を徴収されるため、納めなければならない額が増えることとなります。現在のところ、保険料を滞納したすべての者に対してこのような滞納処分が実施されているわけではありませんが、保険料の納付が困難な方には、滞納処分のような事態を避けるとともに、年金受給権を確保していただくため、年金事務所等へ納付の相談をしていただくようご案内することも大切なことだと考えられます。



### 【国民年金の保険料の納付方法】

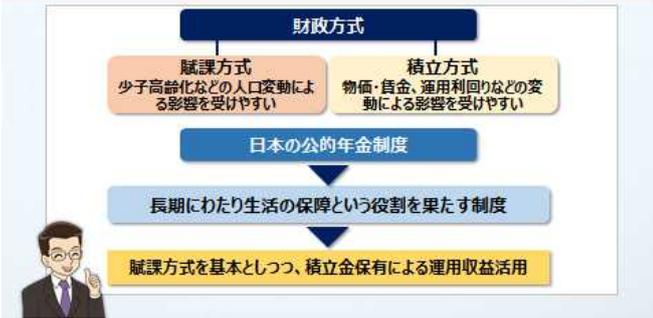
次に、保険料の納付方法についてどのように定められているかを見ていきます。

まず、原則として、毎月の保険料は、日本年金機構からあらかじめ送付される納付書を使って納めます。現金と納付書を持って、銀行などの金融機関、あるいはコンビニエンスストアに行けば、保険料を納めることができます。また、電子納付（ペイジー：Pay-easy）が利用できますので、ATMやインターネットバンキングを使って支払うこともできます。

月々の保険料納付は手間がかかるということであれば、あらかじめ手続きを行うことによって、口座振替による自動引き落としや、クレジットカードによる納付も可能となっています。口座振替は納め忘れがなくなるので確実性が高いだけでなく、毎月の保険料を1か月早く納めることによる割引制度もあります。口座振替で支払う場合に、本来の納付期限は翌月末日ですが、これを当月末とする方法です。結局、一月に1か月分が引き落とされるという意味では同じですので、利用していただきやすいものになっています。

また、保険料は前納することが可能で、前納する期間に応じて保険料額の割引が適用されます。前納する期間は、原則として半年分、1年分、2年分とされていますが、これらに限らず、年度の途中から年度末までの保険料を前納することも可能となっています。家計に余裕があるという方は、この前納制度を利用すると割引分だけお得ということになりますし、適用の手続きの際に被保険者から案内してほしいという声もあるため、丁寧に説明することが大切です。

## 公的年金の財政の仕組み



## 【公的年金の財政の仕組み】

年金を給付するための資金をどのように調達していくかという計画を「財政方式」といいます。財政方式には、制度に加入している人（被保険者）からの保険料で、その時々々の年金給付に必要な費用の全額を賄う「賦課方式」と、将来の年金給付に必要な原資を保険料で積み立てていく「積立方式」があります。

賦課方式は少子高齢化など人口変動による影響を受けやすく、積立方式は、物価・賃金の変動や積立金の運用利回りの変動による影響を受けやすいという特徴があります。

年金制度は長期にわたる保障の仕組みであり、その間に社会経済の大きな変化があったとしても、生活の保障という役割を果たす必要があります。そこで、日本の公的年金制度は、賦課方式を基本とした財政方式を運営しつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益も活用しています。これにより、少子高齢化で増大する保険料負担の緩和を図るとともに、物価や賃金の変動しても、その時々々の社会情勢に応じた給付の実現を図っています。

## 基礎年金拠出金・国庫負担（法第94条の2、第94条の3）



## 【基礎年金拠出金・国庫負担】

被保険者が納めた保険料は、年金を支払うための財源となりますが、具体的にどのような仕組みにな

っているかを確認してみましょう。

基礎年金は、国民年金の被保険者が将来受け取るだけでなく、厚生年金保険や共済年金の加入者も受け取る全国民共通の年金として位置付けられています。そのような基礎年金の支給に要する費用は、国民年金・厚生年金保険・共済年金の各制度からの基礎年金拠出金で賄われる仕組みになっています。

ここでいう基礎年金拠出金は、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、公的年金制度の保険者が毎年度負担（納付）する拠出金のことです。

この基礎年金拠出金の額は、第1号被保険者については保険料を納付した者の総月数、第2号被保険者および第3号被保険者については、各被用者年金制度ごとにその制度の第2号被保険者（20歳以上60歳未満）の総月数および第3号被保険者の総月数に応じて算出されます。

つまり、国民年金は第1号被保険者の数に応じて、厚生年金保険や共済年金は第2号被保険者とその被扶養配偶者である第3号被保険者の合計数に応じて負担します。このような仕組みにより、全制度の被保険者が1人当たり一定額を負担するという形で、基礎年金の支払いに対する負担の公平が図られているのです。

なお、第1号被保険者への給付は、基礎年金以外にも第1号被保険者のみに行われるものとして寡婦年金、死亡一時金があります。国民年金の保険料は、基礎年金への拠出金と合わせてこれらの給付に要する費用を賄うこととなります。

このほか、基礎年金の財源となるのは被保険者が納める保険料だけではなく、税金を財源とした国庫負担も行われ、基礎年金の給付に要する費用の2分の1は国が負担します。以前は3分の1でしたが、平成21年4月から国の負担を増やして2分の1となりました。

「自分は年金を受け取るつもりはないから保険料を納めたくない」という方がいらっしゃいます。しかし、誰でも国に税金を納めているわけですから、基礎年金を受給している方は、いわば納めた税金が基礎年金の給付として返ってきていることとなります。基礎年金を受給できない方は、自分が納めた税金がそのように返ってこないということにもなりま

す。保険料を納めたくないという方への説得材料となりますので、このことは覚えておくと良いでしょう。

**確認問題**

**問題 1** 世帯主は、その世帯に属する被保険者の国民年金の保険料を連帯して納付する義務は一切ない。

**解答** ✖ (法第8-8条第2項)  
世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務があります。

**問題 2** 政府は、第1号被保険者と任意加入被保険者から国民年金の保険料を徴収するが、第2号被保険者及び第3号被保険者から国民年金の保険料を徴収していない。

**解答** ○ (法第9-4条の6)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

世帯主は、その世帯に属する被保険者の国民年金の保険料を連帯して納付する義務は一切ない。

正解はバツです。

世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務があります。

問題 2 です。

政府は、第1号被保険者と任意加入被保険者から国民年金の保険料を徴収するが、第2号被保険者及び第3号被保険者から国民年金の保険料を徴収していない。

正解はマルです。